

治療費軽減のおしらせ

病院代、薬代が3割負担→1割負担へ(例;1500円→500円↓)
自立支援医療に基づく公費負担制度の利用をお勧めいたします。

役所や組合を通じて、会社に知られることはありません(個人情報保護法に基づく)

住民票のある、区役所、保健センターにてご相談ください

① 申請用紙 ② 診断書がもらえます。(「申請」といいます)

「申請」の際に、所得に応じて、自己負担額の上限が設定されます。

ただし、一定額の所得以上といえども、「申請」を制限されることはありません。

(審査の際に、病状、病名によっては、「給付」の対象になりませんが、「申請」はどなたも妨げられません)

診断書のみを当院に郵送してください。作成後、返送いたします。その後、ご提出し、「受理」となります。

次回以降の受診の際に、「受理」されたことを当院が確認するために、①の控えをご持参の上、受診なさってください。手続き当日より適用いたします。

「受理」された日からさかのぼって返金のため、領収書は大事に保存しておいてください。再発行はできません)

そのほか、前年度の③課税証明書(各役所で交付されます)が必要です。